第一条の二中「及び就労移行支援」を「、就労移行支援及び第六条の十第二号の就労継続支援Ｂ型」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条　削除

第五条（見出しを含む。）及び第六条（見出しを含む。）中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改める。

第六条の二（見出しを含む。）及び第六条の三（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第九項」に改める。

第六条の四（見出しを含む。）中「第五条第十一項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の五の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同条第二号中「又は就労移行支援」を「、就労移行支援又は第六条の十第二号の就労継続支援Ｂ型」に改める。

第六条の六（見出しを含む。）及び第六条の七（見出しを含む。）中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に改める。

第六条の八（見出しを含む。）及び第六条の九（見出しを含む。）中「第五条第十五項」を「第五条第十四項」に改める。

第六条の十（見出しを含む。）中「第五条第十六項」を「第五条第十五項」に改める。

第六条の十一の見出し中「第五条第十八項第一号」を「第五条第十八項」に改め、同条中「第五条第十八項第一号」を「第五条第十八項」に改める。

第六条の十七（見出しを含む。）中「第五条第二十二項」を「第五条第二十六項」に改め、第二章中同条を第六条の二十一とする。

第六条の十六（見出しを含む。）中「第五条第二十項」を「第五条第二十四項」に改め、同条を第六条の二十とし、第六条の十五を第六条の十九とし、第六条の十四を第六条の十八とし、第六条の十三を第六条の十七とし、同条の前に次の一条を加える。

第六条の十六　法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第一号に定める期間については、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限る。

一　支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者　一月間

二　療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者（いずれも前号に掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの　一月間

イ　障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

ロ　単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

ハ　重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

三　療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援を利用する者（いずれも前二号に掲げる者を除く。）又は地域移行支援を利用する者（第一号に掲げる者を除く。）　六月間

四　療養介護、重度障害者等包括支援又は施設入所支援を利用する者（第一号に掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。）　一年間

第六条の十二の見出し中「第五条第十八項第二号」を「第五条第二十一項」に改め、同条中「第五条第十八項第二号に規定する」を「第五条第二十一項に規定するサービス等利用計画に係る同項に規定する」に、「同号の依頼をした支給決定障害者等（同号に規定する支給決定障害者等をいう。」を「支給決定（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者（法第五条第二十二項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）に、「当該支給決定障害者等」を「当該障害者等又は地域相談支援給付決定障害者」に改め、「障害福祉サービス」の下に「又は地域相談支援」を加え、同条を第六条の十五第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五条第二十一項に規定するサービス等利用計画案（以下「サービス等利用計画案」という。）に係る同項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者等若しくは障害児の保護者又は法第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者及びその家族の生活に対する意向、当該障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容、量及び日時並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項とする。

第六条の十一の次に次の三条を加える。

（法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の十二　法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援とする。

（法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める状況）

第六条の十三　法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める状況は、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況とする。

（法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第六条の十四　法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合とする。

第一節　介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費及び高額障害福祉サービス費の支給」を「第一節　介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給」に改める。

第七条第一項各号列記以外の部分中「（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）」を削り、同項第三号中「同じ。）」の下に「及び地域相談支援給付費等（法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付費等をいう。第三十四条の三十一第一項第二号、第三十四条の三十五第二号及び第三十四条の四十四第二号において同じ。）」を加え、同項第四号中「第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「第六条の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援」に改め、同条第二項第一号中「第十七条第一項」を「第十七条」に改め、同項第二号中「第二十二条第五項」を「第二十二条第八項」に改め、同条第三項中「支給決定障害者等」の下に「（法第八条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）」を加える。